

平成27年10月から標準報酬制に移行します ⑤

シリーズでお知らせしています標準報酬制への移行について、先月号で平成27年10月の標準報酬制導入時における標準報酬月額の設定及び掛金額の計算について、算定例を挙げて説明いたしましたが、今号では、標準報酬制移行による影響について、Q&A方式で見ていきたいと思えます。

Q1: 標準報酬制に移行すると掛金(保険料)はどうなりますか?

A1: 実際に受ける手当の額が基本給の25%より多い場合は、掛金(保険料)は増加し、少ない場合は減少します。

現行の「手当率制」では、「基本給」を掛金の算定の基礎とし、一般組合員及び特定消防組合員の掛金率は、「手当率1.25」を掛けたものとなっています(特別職及び市町村長は手当率1.00)。

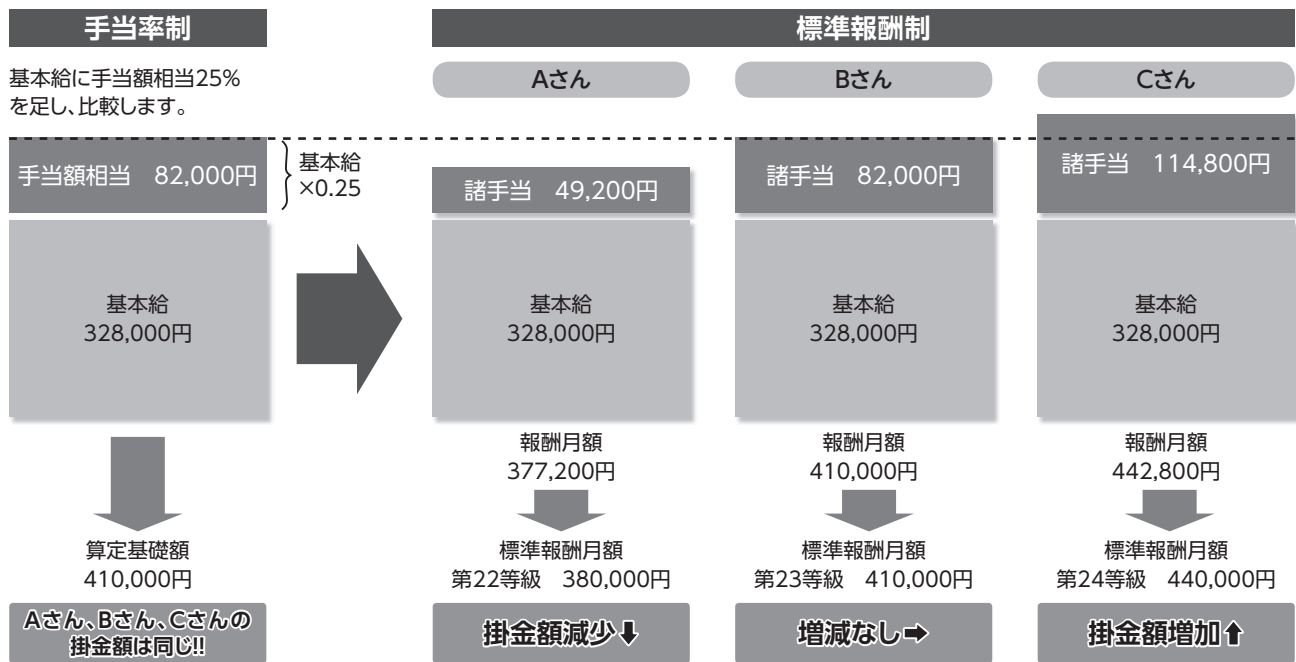
これは、全ての地方公務員(市町村等、県、公立学校、警察の職員)の基本給に対する諸手当の割合の平均が25%であるため、一律に「手当率1.25」を掛けて計算するよう法令で定められているからです。

一方、標準報酬制では、一律「手当率1.25」を掛けるのではなく、一人ひとり「基本給」と「実際に支給された手当(諸手当)」を基に掛金の算定基礎額(標準報酬月額)を決定しますので、掛金(保険料)は、諸手当の割合により、現行と比較して増減します。

そのため、基本給が同じ場合でも諸手当の金額によって標準報酬月額がそれぞれ異なりますので、掛金は一人ひとり違ってくることになります。

また、退職等年金給付が新設されるため、その分の掛金が増加します。

標準報酬制移行による掛金額への影響 (例: 基本給328,000円のAさん、Bさん、Cさん)



Q2: 標準報酬制移行により年金や短期給付への影響はどうなりますか?

A2: 将来の年金額、また、育児休業手当金等の休業給付や災害給付に反映されます。

被用者年金制度の一元化の中で「標準報酬制」が導入されるため、一元化後の年金については「老齢厚生年金」となり、年金額の算定について、平成27年10月以降の分は、標準報酬月額を基礎として計算します。

また、現在の休業給付や災害給付の給付額は、手当率制により計算しています。標準報酬制移行後は、給付額の計算の基礎となる額が、基本給を1.25倍した額から標準報酬月額に変わるため、前述の掛金額と同様に給付額が増減することとなります。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306